【公印・契印（省略）】

府益担第４４５号
令和８年８月１９日

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団
代表者　大西　祐資　殿

内閣総理大臣
高市　早苗

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和８年１０月１８日から　令和１３年１０月１７日まで